

指定難病の医療費助成制度について

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課（R 8. 8 改正）

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づく医療費助成制度について、御案内します。

1 対象疾病

厚生労働大臣が指定した難病（別紙・指定難病一覧）。

2 対象者

福井県内に居住地（住民票）があり、指定難病の診断基準を満たす方のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 病状の程度が厚生労働大臣の定める程度（個々の指定難病に応じ、日常生活または社会生活に支障があると医学的に判断される程度）である方
- ② ①に該当しない場合であって、支給認定の申請のあった月以前の12ヶ月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3ヶ月以上ある方（軽症高額特例：申請方法は「6」参照）

※上記の要件を満たさない場合は医療費助成の対象となりませんので、まずは主治医に御相談ください。

3 医療費助成の内容

◇医療費助成の対象

認定を受けた指定難病の医療およびそれに付随する医療。（難病指定医療機関での実施に限ります。）

- ・対象となる医療の内容：診察、薬剤の支給、治療・処置等（入院時の食費は全額自己負担）
- ・対象となる介護の内容：訪問看護、訪問リハビリテーション、介護医療院サービス等

※健康保険・介護保険適用外のものは対象となりません。

◇自己負担上限額（月額）

医療費の自己負担割合が3割から2割になります。また、所得状況により毎月の自己負担上限額が設定されますので、その月に受診した複数の医療機関の自己負担額を全て合算し、上限額に達した場合はそれを超える自己負担額は発生しません。受診の際は、必ず受付時に「特定医療費（指定難病）受給者証（以下、受給者証）」と「自己負担上限額管理票」を窓口に提出してください。

■自己負担額（月額）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ 長期(※)	人工呼吸 器等装着 者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 82 万 6, 500 円以下	2, 500		1, 000
低所得Ⅱ		本人年収 82 万 6, 500 円超	5, 000		
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上 7.1 万円未満		10, 000	5, 000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1 万円以上 25.1 万円未満		20, 000	10, 000	
上位所得	市町村民税 25.1 万円以上		30, 000	20, 000	

※「高額かつ長期」とは、1か月の医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合に適用となる特例です。（詳細は「7」参照。）対象となるのは、一般Ⅰ、一般Ⅱ、上位の方です。

4 有効期間

有効期間は原則として保健所が受理した日から最初に到来する9月30日までとなります。

ただし、開始日は保健所の受理日から「重症度分類を満たした日」または「軽症高額特例を満たした日の翌日」までさかのぼることができ、原則1か月以内が限度となりますが、やむを得ない理由がある場合は最大3か月までさかのぼることができます。

また、その後は1年毎に更新申請が必要です。

5 申請の方法

◆申請に必要な書類（申請様式は福井県ホームページからダウンロードできます。）

- 1) 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- 2) 臨床調査個人票（難病指定医が作成した、記載日から3か月以内のもの）
- 3) 世帯全員の住民票（「続柄」記載のある、発行日から3か月以内のもの）
- 4) 健康保険を確認できるもの（以下のいずれかの書類）
 - I 資格確認書の写し
 - II 資格情報のお知らせ
 - III マイナポータルの「資格情報画面」の写し（窓口において職員に対し、スマートフォン等で当画面を提示することでも構いません。）

【国保組合・市町国保・後期高齢の場合】世帯内で受給者と同一の健康保険に加入する全員分

【健保・共済の場合】受給者分・被保険者分（患者が被扶養者の場合）

※保険証等に被保険者氏名が記載されている場合は、被保険者分は省略できます。

5) 世帯内の同一健康保険加入者の課税証明書（市町村民税（非）課税証明書）

【国保組合の場合】世帯内で受診者と同一健康保険に加入する全員分（義務教育以下の方を含む）

【市町国保の場合】 // （義務教育以下の方は省略可）

【後期高齢の場合】 //

【健保・共済の場合】被保険者分

・市町村民税非課税世帯の場合、受給者（18歳未満の場合は保護者、ただし合計所得や年金収入の合計が82万6,500円以下の場合は父母両方）の収入を確認できるもの（障害年金、遺族年金等の証書）も御提出ください。

・4月から6月に申請される方は前年度分の課税証明書を御提出ください。

※申請時に個人番号（マイナンバー）届を提出することで、課税証明書の提出を省略できます。ただし、次のいずれかに当てはまる場合は省略できません。

・市町村民税の申告をしていない方、または申告しているかわからない方

※個人番号届の記載の不備や課税情報が確認できない場合は、後日改めての確認や課税証明書等の追加提出が必要となる場合があります。また、課税証明書の提出を省略した場合は、受給者証の発行に時間を要する場合があります。

6) 個人番号（マイナンバー）届

申請窓口で「マイナンバーの確認」と「本人確認」を行います。

※別紙『指定難病の医療費助成の申請手続きにはマイナンバーの記載が必要です』を参照の上、必要書類を御持参ください。

7) その他（該当する方のみ）

- ・身体障害者手帳、介護保険証等（申請窓口で確認します。）
- ・他にも、下記のいずれかに該当する場合は、必要書類を添えて申請してください。

内 容	必要書類
① 同一保険世帯内に特定医療費（指定難病）受給者 または小児慢性特定疾病医療受給者がいる場合	各々の受給者証
② 軽症高額特例に該当	（「6」参照）
③ 高額かつ長期に該当（既認定者のみ）	（「7」参照）
④ 生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
⑤ 境界層該当	境界層該当証明書

※申請される方によって例外があり、前記以外にも提出が必要になる書類があります。

あらかじめ居住地を管轄する健康福祉センター（保健所）に御確認いただくことをおすすめします。

★提出先

- ・居住地を管轄する健康福祉センター（保健所）（最後の「申請先一覧」を御参照ください）

6 軽症高額特例に該当する場合の申請方法

2の②に該当する方が対象となります。

◆申請に必要な書類

- 1) 通常の支給認定申請に必要な書類一式（「5」の1）～7）」参照）
- 2) 医療費申告書
- 3) 領収書等（対象となる月の医療費総額が確認できるもの）

※指定難病とそれに付随する医療費が対象となり、入院時の食事療養費、生活療養費は除きます。小児慢性特定疾病から移行して新規申請される方は小児慢性の自己負担上限額管理票に記載された金額も含みます。

7 「高額かつ長期」に該当する場合の申請方法（一般Ⅰ、一般Ⅱ、上位区分の方のみ）

支給認定日以降、1か月の医療費総額が5万円を超える月が申請月を含む過去12か月以内に6回以上ある場合、自己負担額が軽減されます。適用には要件を満たした上での変更申請が必要です。

◆申請に必要な書類

- 1) 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- 2) 特定医療費（指定難病）受給者証
- 3) 自己負担上限額管理票、領収書等（対象となる月の医療費総額が確認できるもの）

※小児慢性特定疾病から移行して新規申請される方は小児慢性特定疾病の医療費も含めることができ、要件を満たしていれば新規申請時から適用することができます。

8 同一の健康保険に加入する指定難病・小児慢性受給者がいる場合の自己負担上限額の按分について

世帯内で受給者と同一の健康保険に加入する方に指定難病または小児慢性特定疾病の受給者がいる場合、世帯全体の負担軽減を図るため、自己負担上限額を按分することができます。

◆申請に必要な書類（同一の健康保険に加入する受給者がすでにいる中で新規申請する場合）

- 1) 通常の支給認定申請に必要な書類一式（「5」の1）～7）参照）
- 2) 按分対象者となる同一の健康保険に加入する方の難病受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証（按分対象者全員分）

注：既に受給者証をお持ちの方で、同一の健康保険に加入する方が新規申請する場合、自己負担上限額が変わるため、変更申請が必要となります。詳細は申請先の窓口にお問合わせください。

9 医療費の償還払請求

指定医療機関で自己負担額（月額）を超えて医療費を支払った場合や3割負担で支払った場合、受給者証の有効期間中でかつ助成対象となる医療であれば、過払分を福井県に請求できます。

※医療機関への確認が必要なため、保健所での受理から口座への振込みまで6か月程度かかります。

◆申請に必要な書類

- 1) 特定医療費（指定難病）申請書
- 2) 医療機関等が発行した領収書（原本）または特定医療費（指定難病）証明書
- 3) 特定医療費（指定難病）受給者証
- 4) 自己負担上限額管理票の写し
- 5) 振込先の口座情報が分かるもの（通常は通帳の表紙の裏側）

★支払った医療費が高額療養費に該当するものでありながら、適用されていない場合、必ず各保険者へ高額療養費の請求を行い、返還された額が確認できる書類（高額療養費支給決定通知書等）を添付してください。

10 指定医療機関、難病指定医等について

◇指定難病の医療費助成は、難病指定医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）で受診等をした場合のみ利用できます。事前に指定医療機関であるか御確認の上、利用ください。

◇申請に必要な「臨床調査個人票（診断書）」を記載できるのは、難病指定医（新規・更新用の両方）、協力難病指定医（更新用のみ）に限られます。

◇県内の指定医療機関、難病指定医等については、県保健予防課のホームページで確認できます。他県で受診等する場合は、各県のホームページもしくは医療機関に御確認ください。

その他の御質問、各種変更（住所・氏名・加入保険・自己負担上限額）・再交付等の手続きや御相談は、居住地を管轄する各健康福祉センター（保健所）までお問い合わせください。

指定難病の医療費助成等に関する申請先一覧

健康福祉センター（保健所）	管轄市町	住所	電話番号
福井市保健所	福井市	〒918-8004 福井市西木田 2-8-8	0776-33-5185
福井健康福祉センター	永平寺町	〒918-8540 福井市西木田 2-8-8	0776-36-3429
坂井健康福祉センター	あわら市・坂井市	〒919-0632 あわら市春宮 2-21-17	0776-73-0600
奥越健康福祉センター	大野市・勝山市	〒912-0084 大野市天神町 1-1	0779-66-2076
丹南健康福祉センター	鯖江市・越前町	〒916-0022 鯖江市水落町 1-2-25	0778-51-0034
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市・池田町・ 南越前町	〒915-0882 越前市上太田町 41-5 福井県南越合同庁舎 1 階	0778-22-4135
二州健康福祉センター	敦賀市・美浜町・ 若狭町(旧三方町)	〒914-0057 敦賀市開町 6-5	0770-22-3747
若狭健康福祉センター	小浜市・高浜町・ おおい町・ 若狭町(旧上中町)	〒917-0073 小浜市四谷町 3-10	0770-52-1300
福井県難病支援センター (療養・就労等に関する相談) 〒910-8526 福井市四ツ井 2-8-1 (福井県立病院 3 階) TEL/FAX 0776-52-1135			
県庁の窓口 〒910-8580 福井市大手 3-17-1 福井県健康福祉部健康医療局保健予防課 疾病対策グループ TEL 0776-20-0350			

指 定 難 病 一 覧(R7.4時点)

No	病 名	No	病 名	No	病 名
1	球脊髄性筋萎縮症	61	自己免疫性溶血性貧血	122	脳表ヘモジデリン沈着症
2	筋萎縮性側索硬化症	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	123	HTRA1関連脳小血管病
3	脊髄性筋萎縮症	63	免疫性血小板減少症	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
4	原発性側索硬化症	64	血栓性血小板減少性紫斑病		
5	進行性核上性麻痺	65	原発性免疫不全症候群	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
6	パーキンソン病	66	IgA 腎症		
7	大脳皮質基底核変性症	67	多発性嚢胞腎	126	ペリー病
8	ハンチントン病	68	黄色靱帯骨化症	127	前頭側頭葉変性症
9	有棘赤血球を伴う舞踏病	69	後縦靱帯骨化症	128	ビッカースタッフ脳幹脳炎
10	シャルコー・マリー・トゥース病	70	広範脊柱管狭窄症	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
11	重症筋無力症	71	特発性大腿骨頭壊死症	130	先天性無痛無汗症
12	先天性筋無力症候群	72	下垂体性ADH分泌異常症	131	アレキサンダー病
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	73	下垂体性TSH分泌亢進症	132	先天性核上性球麻痺
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	74	下垂体性PRL分泌亢進症	133	メビウス症候群
		75	クッシング病	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
15	封入体筋炎	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	135	アイカルディ症候群
16	クロウ・深瀬症候群	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	136	片側巨脳症
17	多系統萎縮症	78	下垂体前葉機能低下症	137	限局性皮質異形成
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	138	神経細胞移動異常症
19	ライソゾーム病	80	甲状腺ホルモン不応症	139	先天性大脳白質形成不全症
20	副腎白質ジストロフィー	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	140	ドラバ症候群
21	ミトコンドリア病	82	先天性副腎低形成症	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
22	もやもや病	83	アジソン病	142	ミオクロニー欠伸てんかん
23	プリオン病	84	サルコイドーシス	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
24	亜急性硬化性全脳炎	85	特発性間質性肺炎	144	レノックス・ガストー症候群
25	進行性多巣性白質脳症	86	肺動脈性肺高血圧症	145	ウエスト症候群
26	HTLV-関連脊髄症	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	146	大田原症候群
27	特発性基底核石灰化症	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	147	早期ミオクロニー脳症
28	全身性アミロイドーシス	89	リンパ脈管筋腫症	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
29	ウルリッヒ病	90	網膜色素変性症	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
30	遠位型ミオパチー	91	バッド・キアリ症候群	150	環状20番染色体症候群
31	バスレムミオパチー	92	特発性門脈圧亢進症	151	ラスマッセン脳炎
32	自己貪食空胞性ミオパチー	93	原発性胆汁性胆管炎	152	PCDH19関連症候群
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	94	原発性硬化性胆管炎	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
34	神経線維腫症	95	自己免疫性肝炎	154	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症
35	天疱瘡	96	クローン病		
36	表皮水疱症	97	潰瘍性大腸炎	155	ランドウ・クレフナー症候群
37	膿疱性乾癬	98	好酸球性消化管疾患	156	レット症候群
38	スティーブンス・ジョンソン症候群	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	157	スタージ・ウェーバー症候群
39	中毒性表皮壊死症	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	158	結節性硬化症
40	高安動脈炎	101	腸管神経節細胞僅少症	159	色素性乾皮症
41	巨細胞性動脈炎	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	160	先天性魚鱗癬
42	結節性多発動脈炎	103	CFC症候群	161	家族性良性慢性天疱瘡
43	顕微鏡的多発血管炎	104	コスデロ症候群	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
44	多発血管炎性肉芽腫症	105	チャージ症候群	163	特発性後天性全身性無汗症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	106	クリオピリン関連周期熱症候群	164	眼皮膚白皮症
46	悪性関節リウマチ	107	若年性特発性関節炎	165	肥厚性皮膚骨膜症
47	バージャー病	108	TNF受容体関連周期性症候群	166	弾性線維性仮性黄色腫
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	109	非典型溶血性尿毒症症候群	167	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群
49	全身性エリテマトーデス	110	ブラウ症候群	168	エーラス・ダンロス症候群
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	111	先天性ミオパチー	169	メンケス病
51	全身性強皮症	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	170	オクシピタル・ホーン症候群
52	混合性結合組織病	113	筋ジストロフィー	171	ウィルソン病
53	シェーグレン症候群	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	172	低ホスファターゼ症
54	成人発症スチル病	115	遺伝性周期性四肢麻痺	173	VATER症候群
55	再発性多発軟骨炎	116	アトピー性脊髄炎	174	那須・ハコラ病
56	ベーチェット病	117	脊髄空洞症	175	ウィーバー症候群
57	特発性拡張型心筋症	118	脊髄髄膜瘤	176	コフィン・ローリー症候群
58	肥大型心筋症	119	アイザックス症候群	177	ジュベール症候群関連疾患
59	拘束型心筋症	120	遺伝性ジストニア	178	モワット・ウィルソン症候群
60	再生不良性貧血	121	脳内鉄沈着神経変性症	179	ウィリアムズ症候群

指 定 難 病 一 覧(R7.4時点)

No	病 名	No	病 名	No	病 名
180	ATR－X症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	294	先天性横隔膜ヘルニア
181	クルーゾン症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	295	乳幼児肝巨大血管腫
182	アバール症候群	240	フェニルケトン尿症	296	胆道閉鎖症
183	ファイファー症候群	241	高チロシン血症1型	297	アラジール症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群	242	高チロシン血症2型	298	遺伝性膵炎
185	コフィン・シリス症候群	243	高チロシン血症3型	299	嚢胞性線維症
186	ロスマンド・トムソン症候群	244	メープルシロップ尿症	300	IgG4関連疾患
187	歌舞伎症候群	245	プロピオン酸血症	301	黄斑ジストロフィー
188	多脾症候群	246	メチルマロン酸血症	302	レーベル遺伝性視神経症
189	無脾症候群	247	イソ吉草酸血症	303	アッシュャー症候群
190	鰓耳腎症候群	248	グルコーストランスporter-1欠損症	304	若年発症型両側性感音難聴
191	ウェルナー症候群	249	グルタル酸血症1型	305	遅発性内リンパ水腫
192	コケイン症候群	250	グルタル酸血症2型	306	好酸球性副鼻腔炎
193	プラダー・ウィリ症候群	251	尿素サイクル異常症	307	カナバン病
194	ソトス症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症	308	進行性白質脳症
195	ヌーナン症候群	253	先天性葉酸吸収不全	309	進行性ミオクローヌスてんかん
196	ヤング・シンプソン症候群	254	ポリフィリン症	310	先天異常症候群
197	1p36欠失症候群	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	311	先天性三尖弁狭窄症
198	4p欠失症候群	256	筋型糖原病	312	先天性僧帽弁狭窄症
199	5p欠失症候群	257	肝型糖原病	313	先天性肺静脈狭窄症
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	258	ガラクトース－1－リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	314	左肺動脈右肺動脈起始症
201	アンジェルマン症候群			315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
202	スミス・マギニス症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	316	カルニチン回路異常症
203	22q11.2欠失症候群			317	三頭酵素欠損症
204	エマヌエル症候群	260	シトステロール血症	318	シトリン欠損症
205	脆弱X症候群関連疾患	261	タンジール病	319	セプアプテリン還元酵素(SR)欠損症
206	脆弱X症候群	262	原発性高カイロミクロン血症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
207	総動脈幹遺残症	263	脳腱黄色腫症		
208	修正大血管転位症	264	無βリポタンパク血症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
209	完全大血管転位症	265	脂肪萎縮症	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
210	単心室症	266	家族性地中海熱	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酵素欠損症
211	左心低形成症候群	267	高IgD症候群	324	メチルグルタコン酸尿症
212	三尖弁閉鎖症	268	中條・西村症候群	325	遺伝性自己炎症疾患
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	326	大理石骨病
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	270	慢性再発性多発性骨髓炎	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
215	ファロー四徴症	271	強直性脊椎炎	328	前眼部形成異常
216	両大血管右室起始症	272	進行性骨化性線維異形成症	329	無虹彩症
217	エプスタイン病	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
218	アルポート症候群	274	骨形成不全症	331	特発性多中心性キャスルマン病
219	ギャロウェイ・モワト症候群	275	タナトフォリック骨異形成症	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
220	急速進行性糸球体腎炎	276	軟骨無形成症	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
221	抗糸球体基底膜腎炎	277	リンパ管腫症/ゴーハム病	334	脳クレアチン欠乏症
222	一次性ネフローゼ症候群	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	335	ネフロン癆
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
224	紫斑病性腎炎	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	337	ホモシスチン尿症
225	先天性腎性尿崩症	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	282	先天性赤血球形成異常性貧血	339	MECP2重複症候群
227	オスラー病	283	後天性赤芽球癆	340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
228	閉塞性細気管支炎	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	341	TRPV4異常症
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	285	ファンconi貧血	342	LMNB1関連大脳白質脳症
230	肺胞低換気症候群	286	遺伝性鉄芽球性貧血	343	PURA関連神経発達異常症
231	α1－アンチトリプシン欠乏症	287	エプスタイン症候群	344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
232	カーニー複合	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	345	乳児発症 STING 関連血管炎
233	ウォルフラム症候群	289	クロンカイト・カナダ症候群	346	原発性肝外門脈閉塞症
234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	347	出血性線溶異常症
235	副甲状腺機能低下症	291	ヒルシスプルング病(全結腸型又は小腸型)	348	ロウ症候群
236	偽性副甲状腺機能低下症	292	総排泄腔外反症		
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	293	総排泄腔遺残		

指定難病の診断基準、臨床調査個人票の様式については、下記からダウンロードできます。
厚生労働省：指定難病一覧(概要、診断基準等・臨床調査個人票)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062437.html>

指定難病の医療費助成の申請手続きには マイナンバー の記載が必要です

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、指定難病の医療費助成の申請や変更の際には個人番号（マイナンバー）届の提出が必要です。届出の際には、窓口（健康福祉センター）で「本人確認」と「マイナンバーの確認」を行いますので、下記の書類を持参してください。

マイナンバーの記載が必要になる方

- (1) 受診者本人および保護者
- (2) 支給認定基準世帯員（詳細は裏面◆）



1-1 受診者本人が申請書を窓口を持参する場合(*1)

申請者の本人確認と全員分のマイナンバーの確認を行います。

【申請者の本人確認】	A～Cのいずれかを提示してください。(原本) A 個人番号カード B 顔写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート等） C 顔写真のない身分証明書（資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳等） ※B、Cとも氏名、 <u>生年月日</u> または <u>住所</u> が記載されているもの ※Cの場合は、2つ以上の提示が必要
【マイナンバーの確認】 <u>(全員分)</u>	①～③のいずれかを提示してください。(受診者本人は原本、その他世帯員は写しでも可) ① 個人番号カード ② 通知カード(*2) ③ 個人番号入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

*1 受診者本人が18歳未満の場合は、保護者が申請者となります。保護者が申請書を持参する場合、保護者のマイナンバーの確認と本人確認を行います。

*2 デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。

<個人番号カードの見本>

(おもて面)

(うら面)



<通知カードの見本>



★個人番号届(12けた)

1-2 受診者の御家族(*1)や施設の職員等の代理人が申請書を窓口を持参する場合

代理人の代理権の確認と本人確認を行ったうえで、全員分のマイナンバー確認を行います。

【代理権の確認】	イ～ハのいずれかを提示してください。(原本) イ 委任状(法定代理人以外の場合) ロ 法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本等) ※受診者が18歳未満の場合の親権者、未成年後見人、成年後見人 ハ 受診者の資格確認書、運転免許証等
【代理人の本人確認】	A～Cのいずれかを提示してください。(原本) A 代理人の個人番号カード B 代理人の顔写真付き身分証明書(運転免許証、パスポート等) C 代理人の顔写真のない身分証明書(資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳等) ※B、Cとも氏名、 <u>生年月日または住所</u> が記載されているもの ※Cの場合は、2つ以上の提示が必要
【マイナンバーの確認】 (<u>全員分</u>)	①～③のいずれかを提示してください。(写しでも可) ① 個人番号カード ② 通知カード(*2) ③ 個人番号入りの住民票または住民票記載事項証明書

*1 受診者の配偶者、子、申請者でない親(例：父が申請者の場合の母)が該当します。

*2 デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続がとられている場合に限り利用可能です。

2 申請書を郵送する場合

全員分のマイナンバーが確認できるものの写し(1-1の【マイナンバーの確認】を参照)を同封してください(※事故防止のため、簡易書留等の利用をお勧めします)。

3 マイナンバーの導入に伴う添付書類の取扱いについて

マイナンバーを提供していただくことで、申請書に添付する課税証明の書類が省略できます。事前準備としてマイナンバーを提供していただくことで円滑に情報連携を開始することができますので御協力をお願いいたします。

◆支給認定基準世帯員とは

受診者本人が加入している医療保険		支給基準世帯員
①国民健康保険、②後期高齢者医療、 ③国民健康保険組合		同じ保険に加入している者全員
被用者保険 (健康保険組合、 協会けんぽ、共済等)	受診者本人が 被保険者	受診者本人のみ
	受診者本人以外 が被保険者	被保険者が課税あり→被保険者 被保険者が非課税→被保険者と受診者本人

*支給認定基準世帯員のマイナンバーは、窓口で全員分確認しますので、表面に記載の確認できる書類をお持ちください。